

クレーム解釈 [1]

弁護士 井上 義隆

はじめに

「楕円」と「楕円形」

「図1」のような形状の図形は「楕円」と呼ばれていますが、「楕円」の後ろに「形」の文字が付された「楕円形」はどのような形状でしょうか。



図1：楕円

「形」の文字が付加されても、形状それ自体の意味は変わらず、「形」は現実の部材の形状であることを示すために付されているだけと位置付けるべきでしょう。つまり、部材の形状は、(幾何学上の概念ではなく) 現実の世界で認識される対象となりますので、例えば、「・・・に接続された楕円の板部材」という表現は適切ではなく、「・・・に接続された楕円形^の板部材」という表現にならざるを得ません。

もっとも、概念を現実の世界に落とし込む設計図において公差を指定する必要があるとおり、設計図をもとに生み出される部品等について、その形状が理想的な「楕円」からズレてしまうことは避けられません。

実際に製造された部材を対象として厳密な計測を行うことによって認識できる、理想的な「楕円」からの僅かなズレをもって、当該部材の形状は「楕円形」ではないと扱うことは通常感覚にも合致しないと思います。

「楕円形」の範囲

では、実際に製造された部材を見たときに、どのような形状のものまでが「楕円形」と言ってよいのでしょうか。

「楕円形」という言葉の意味が問題となりますので、辞書を確認してみますと、例えば、デジタル大辞泉には、「楕円形」とは「楕円状をなす形、あるいは、それに近い形。」と説明されています。

「楕円形」と言ってよい範囲を辞書で確認しようとしたものの、「・・・あるいは、それに近い形」という説明では、「楕円形」が意味する範囲を確定させることができません。

他の辞書を調べることで、その意味する範囲をもう少し限定できるかもしれませんが、翻って考えてみますと、日常生活を送る上で「楕円形」の範囲を確定させる実益がある場面はほとんどなく、前述の辞書程度の意味さえ分かればそれで問題はなさそうです。

特許の世界

もっとも、特許の世界では状況が異なります。

特許の世界では、「楕円形」の解釈如何によっては、自社製品が製造販売の差し止めの対象となり、損害賠償を負担せざるを得ない事態となる可能性があり、「楕円形」の範囲を確定させる必要性、実益があります。

ここで、特許の世界には発明の裏付けとして機能する明細書があります。この明細書に「楕円形」の定義規定がある場合には、「楕円形」が意味する範囲を確定させることができます。

もっとも、当該明細書に「楕円形」の定義規定がなく、さらに、一般的には「楕円」とは言い難い下記「図2」のような、いわゆる「小判型」の形状の部材についても「楕円形」と説明されている場合、「楕円形」の範囲を確定させることがさらに難しくなってしまいます。

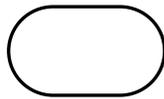


図2：小判型

ここで、「小判型」も「楕円形」と説明している明細書の趣旨をくみ取り、「楕円形」の文言は厳密な意味で使われていないとみることもできます。このような見方をした場合、下記「図3」のように、極端に尖った「卵形」も「楕円形」に含まれるのか、という別途新たな疑問が生じます。



図3：極端に尖った「卵形」

導入が長くなりましたが、この点が問題となった事件が後述する「吹矢の矢」事件です。

同事件において知財高裁は、この極端に尖った「卵形」も「楕円形」に含まれるとした東京地裁の判決を取消し、このような「卵形」の形状を備えるにすぎない被告製品は本件発明の技術的範囲に属さないという判断を下しました。

「吹矢の矢」事件

本件発明

本件発明（特許第 4910074 号の請求項 2 に記載された発明）を簡単に見ておきます。

本件発明は次のとおり分説されます。

- A 吹矢に使用する矢であって、
- B 長手方向断面が楕円形である先端部と該先端部から後方に延びる円柱部とからなるピンであって、該円柱部の横断面の直径が前記楕円形の先端部の横断面の直径よりも小さいピンと、
- C 円錐形に巻かれたフィルムであって、先端部に前記ピンの円柱部すべてが差し込まれ固着されたフィルムと、からなり、
- D 前記フィルムの先端部に連続して前記ピンの楕円形の部分が錘として接続された
- E 矢。

要するに、本件発明は、「ピン」と「フィルム」か

ら構成される「矢」に関する発明であります。「ピン」は「先端部」と「円柱部」から構成されているところ、この「先端部」の形状を「楕円形」（構成要件 B、D）とするものが本件発明となります。

明細書の記載

明細書記載の実施例における「矢」の全長は 200 mm あります。解釈が問題となった「楕円形」の「先端部」は、「矢」の先端に取り付けられた非常に小さい部材にすぎません。

具体的には、下記「図4」の左端に設けられた「丸ピン4」（「先端部」の形状は「球形」。本件特許の請求項 1 記載の発明に対応）を「楕円ピン 12」（下記「図5」）に変更したものが本件発明の実施例となります。

【図1】

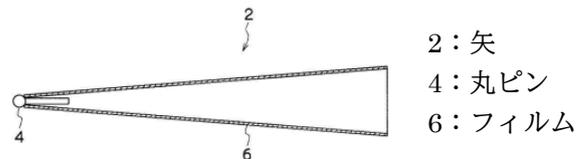


図4：実施例（「矢」の全体）

【図3】



図5：本件発明の実施例（「楕円ピン」）

この実施例に関する明細書の一部記載を引用しておきます。

【0064】

本実施の形態の変形例を説明する。

【0065】

上述の実施形態では、矢 2 のピンに丸ピン 4 を用いたが、丸ピン 4 の代わりに楕円ピン 12 を用いることもできる。図 3 は、楕円ピン 12 の側面図である。

【0066】

楕円ピン 12 は、図 3 に示すように、長手方向断面楕円形であって横断面が円形である楕円型ヘッド 14 と該楕円型ヘッド 14 と連続して該楕円型ヘッド 14 から後方に延びる円柱部 10 とからなる。

被告製品のピン

被告製品の「ピン」の形状は「図6」のとおりです。



図6：被告製品の「ピン」

この左部分の「先端部」の形状（極端に尖った「卵形」。ただし、極端に尖った部分はカット）が、「楕円形」（構成要件B、D）に当たるかが問題となりました。

知財高裁の判断

知財高裁は、次のとおり、①「楕円形」の一般的意味、②明細書における「楕円形」の語が用いられている文脈等をもとに、「楕円形」の解釈を行いました。

① 「楕円形」の一般的意味

①に関して、知財高裁は複数の辞書をもとに、「楕円形」は幾何学上の楕円の形状及びそれに近い形であり、本来の意味として「卵形」（長手方向の端の一方が他方よりも緩い曲率の形状）を含むものではないと認定しました。

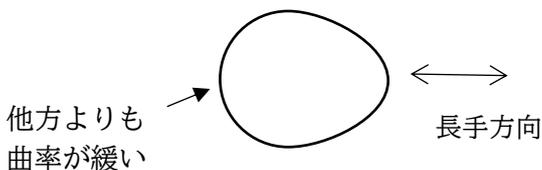


図6：「卵形」

もっとも、この辞書的な意味のみによって「楕円形」の解釈作業を完了とすることなく、「卵形」を排除するような解釈を行ってよいかは明細書を見る必要があるとして、次に明細書の記載内容の認定(②)に進みます。

② 明細書の記載内容

②に関して、知財高裁は次の3点を指摘しました。

[1点目]

明細書には「楕円形」に関する定義規定はないこと、「楕円形」は「円形」（「球形」の断面）まで広く含むような用語として理解することはできないことを指摘しました。

なお、後者の点は、明細書において、「楕円形」と「球形」（本件特許の請求項1に規定される「先端部」の形状）は使い分けられていることが理由となります。

[2点目]

本件発明が解決しようとする課題との関係において、「卵形」を含めるべき積極的な事情は見当たらず、また、どのような形状範囲の「卵形」であれば課題が適切に解決されるかを判断できるデータ等は明細書に記載されていないことを指摘しました。

[3点目]

「小判型」（長手方向の両端の曲率が同じ）は、明細書において実施例として実験結果が記載されており、また、課題解決に支障を生じ得るという事情も認めがたいことを指摘しました。

「楕円形」の解釈

以上を前提として、知財高裁は、「楕円形」（構成要件B、D）について、[1]幾何学上の楕円の形状、[1]楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状は含み、[2]曲率に差のある形状は含まないとする解釈を示しました。

この解釈を前提として、被告製品の「ピン」の「先端部」（極端に尖った「卵形」）は、「楕円形」に当たらないと結論付けました。

考察

知財高裁は、①「楕円形」の一般的意味、②明細書における「楕円形」の語が用いられる文脈等をもとに、「楕円形」（構成要件B、D）には、[1]幾何学上の「楕円」の形状のほかに、[1]「小判型」（楕円に近い形状であって長手方向の両端の曲率を同じくする形状）

も含むと解釈できるものの、[2]「卵形」(曲率に差のある形状)まで含むよう拡張して解釈することはできないと判示しました。

つまり、知財高裁は、特許権の権利範囲を狭くしすぎず、また、広げすぎないように、辞書的な意味から広げる方向での解釈が許容されるか否かは、明細書の開示内容次第という処理を行ったと言えます。

被疑侵害品との関係において、このようなクレーム解釈が問題となる事案において参考になる判決と言えるでしょう。

最後に

東京地裁では知財高裁と異なる判断が示されていました。

この東京地裁の判決では、「長手方向の端が同じ曲率ではない形状も楕円形と呼ばれることがある」という一般的な用法が重視された模様です。

知財高裁は、東京地裁の判示内容に沿う被告訴人(原告)の主張が誤りであると明確に排斥しました。この点も実務上の参考になると思いますので、この排斥に関する判示部分を最後に引用しておきます。

また、被控訴人は、本件で問題になっているのは、一般的に楕円形といえぼどのような形を最初に思い浮かべるかではなく、卵形や涙滴型のような、長手方向の端の一方が他方よりも緩い曲率の形状を「楕円形」と表現するのか否かであると主張するが、被告製品の先端部の形状が本件発明の構成要件B及びDの「楕円形」に含まれるかという判断に先立って、まず、本件発明の構成要件の解釈として構成要件B及びDの「楕円形」の意味が問題となるのであるから、被控訴人の上記主張は、その前提を誤るものといえ(る)。



KSI パートナーズ法律特許事務所

〒150-0021
東京都渋谷区恵比寿西1-5-8 DIS恵比寿ビル6階
TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp

ⁱ 知財高裁令和4年3月30日判決(令和3年(ネ)第10049号、同年(ネ)第10069号特許権侵害差止等請求控訴事件、同附帯控訴事件)(原審:東京地方裁判所令和3年5月18日判決(平成31年(ワ)第2675号特許権侵害等差止等請求事件))